

生活保全確認通知書

管理番号 平成20年 (サ) 第 87142 号

この度、貴方が契約会社に対して行っている料金の未払いもしくは契約不履行に、当該会社が貴方に対して訴状を、管轄簡易裁判所に申請した事を知致します。

当該会社、訴訟内容等につきましては担当職員にて請け賜ります。当センターは原告側からの最終通告、また御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関の為、御本人様からのご連絡お願い致します。

当センターが貴方に対して訴訟を起しているのではありません。

このまま連絡なき場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。

尚も放置しておく、相手側の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、貴方の給料や財産の差押え等をされてしまう事がありますので、ご注意下さい。

※最近、個人情報悪用し民事裁判制度を利用する業者の手口もみられますので万が一身に覚えがない場合早急にご連絡下さい。

電話が混み合いかかりにくい場合がありますので、予めご了承下さい

相談受付時間 9:00~17:30 (土・日・祭日を除く)

総合相談窓口(相談調整部) 03-

消費生活センター 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6 大手町ビル3F

特定非営利活動法人

消費生活情報センター